○東北地方整備局告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年四月十七日

東北地方整備局長　纐田　　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　船越南地区海岸改修工事並びに船越漁港海岸船越地区海岸改修工事（岩手県下閉伊郡山田町船越第４地割地内から同町船越第11地割地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県下閉伊郡山田町船越第４地割、第５地割、第８地割、第10地割及び第11地割地内

２　使用の部分　岩手県下閉伊郡山田町船越第４地割、第８地割、第10地割及び第11地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡山田町船越第４地割地内から同町船越第11地割地内に至る延長917ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「船越南地区海岸改修工事並びに船越漁港海岸船越地区海岸改修工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「船越南地区海岸改修工事」（以下「本件海岸事業」という。）及び「船越漁港海岸船越地区海岸改修工事」（以下「本件漁港海岸事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に該当する。また、本件海岸事業及び本件漁港海岸事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件海岸事業の海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸事業に係る区間は同法第３条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した海岸保全区域であることから、また、本件漁港海岸事業の海岸保全区域の管理は、漁港漁場整備法第５条第１項に掲げる第２種漁港であり、同法第25条第２号の規定に基づき都道府県が管理する海岸保全区域であることから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市黒崎までの約873㎞の半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、このうち、船越南地区海岸及び船越漁港海岸船越地区海岸は、岩手県下閉伊郡山田町の船越湾に位置する全長3.77㎞の海岸である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定（東日本大震災を受け、平成25年９月に改定）され、基本計画に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋12.8ｍを確保するために計画された本件海岸事業及び本件漁港海岸事業であり、本件事業の完成により、本件区間に防潮堤が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成23年11月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるコクガン、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているウミスズメ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているヒメウ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等が確認されているが、いずれも営巣は確認されておらず、同様の生息環境が広く維持されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズオオバコや準絶滅危惧として掲載されているイヌタヌキモ、ミズアオイが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業及び本件漁港海岸事業の施行方法については、陸側（従前位置）設置案（以下「申請案」という。）及び海側設置案の２案による検討が行われている。申請案と海側設置案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、環境に与える影響が小さいこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件海岸事業及び本件漁港海岸事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。